

事務連絡
令和元年8月30日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼稚園併設施設に係る認可外保育施設の届出の取扱いについて

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼稚園を設置する者が、当該幼稚園と併せて設置する認可外保育施設（以下「幼稚園併設施設」という。）における活動については、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対しての指導が行われることから、認可外保育施設の届出対象外施設として、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第3号に規定されているところです。

一方で、近年、幼稚園併設施設において、幼稚園における子育て支援活動等とは区別された形で乳幼児が保育されている実態があり、そういった場合には認可外保育施設としての指導監督を行うことが適当であることから、今般、幼稚園併設施設についても児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づく認可外保育施設の届出の対象とされる予定です。

については、厚生労働省が発出した別添事務連絡の内容を御了知の上、各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。特に、現に該当する幼稚園併設施設を設置している幼稚園であって、児童福祉法第59条の2第1項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ていない場合は、令和元年9月30日までに認可外保育施設の届出を行うことが必要となるため、遅滞なく届出が行われるよう遺漏なく周知を御願いたします。

【担当】文部科学省初等中等教育局幼児教育課

岩岡、眞岩、吉永

TEL 03-5253-4111（内線）2374

直通 03-6734-2374

FAX 03-6734-3736

事務連絡
令和元年8月30日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

幼稚園併設施設に係る認可外保育施設の届出の取扱いについて

児童福祉行政の円滑な実施については、日頃から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案（以下「改正省令」という。）について、パブリックコメントを開始したところです。

つきましては、改正省令のうち、幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（以下「幼稚園併設施設」という。）に係る改正予定の内容等について、下記のとおり周知しますので、都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、当該内容を十分御了知の上、適切な対応を御願いたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知を御願いたします。

なお、本事務連絡は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課と協議済みであり、幼稚園関係者には文部科学省から周知する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の理由

幼稚園併設施設については、当該施設における活動が幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局による指導監督が行われることから、認可外保育施設の届出対象外施設として、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第3号に規定していますが、幼稚園併設施設において、幼稚園における子育て支援活動等とは区別された形で乳幼児が保育され

ている実態があり、認可外保育施設としての指導監督を行う必要があることに鑑み、今般、当該規定を次の2. のとおり改正する予定です。

2. 主な改正の内容（予定）

幼稚園併設施設を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づく届出の対象とする予定です。なお、幼稚園併設施設からの当該届出は改正省令の公布・施行前に受け付けることも可能であり、適切な対応を御願います。

留意点1：認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定しています。

留意点2：幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設や、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動（例：幼稚園の在園児と同じ部屋で預かりを実施しているもの等）については、これまでどおり、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われること等から、認可外保育施設としての届出は不要です。

留意点3：幼稚園が児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、従来どおり、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められるため、一時預かり事業としての届出が必要となります。

3. 施行期日及び経過措置（予定）

本改正省令は今夏を目途として施行する予定ですが、併せて以下の経過措置を規定する予定です。

- 改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）時点で既に設置をしている施設については、令和元年9月30日までに届出を行うこととすること。
（施行日以後に新規に開設された施設については、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、事業の開始の日から1月以内に届出を行うこととなります。）
- 施行日前にされた届出についても、児童福祉法第59条の2第1項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ていれば、届出を行ったものとみなされること。

以上